

大垣市地域クラブ活動 および中学校部活動ガイドライン



大垣市教育委員会
令和8年4月 策定



目次

1 大垣市地域クラブ活動及び中学校部活動ガイドラインの策定に当たって

- (1)本ガイドライン策定の趣旨・目的および関係規定と位置付け
- (2)国の方針
- (3)岐阜県のこれまでの経緯・取組
- (4)大垣市のこれまでの経緯・取組
- (5)大垣市地域クラブの基本理念
- (6)大垣市地域クラブの基本方針

2 地域クラブ活動の在り方 ～運営 管理～

- (1)運営組織
- (2)安全管理 事故の防止及び健康管理
- (3)適切な会費の設定と管理
- (4)認定基準・認定制度
- (5)地域クラブへの公的支援

3 地域クラブ活動の在り方 ～指導体制～

- (1)活動時間及び休養日の設定
- (2)活動場所
- (3)加入生徒
- (4)指導者の条件
- (5)適切な指導の実施
- (6)教職員の兼業兼職
- (7)大会参加申込・引率
- (8)その他関係団体との連携体制の構築

4 中学校部活動の在り方 ～中学校との連携～

- (1)大垣市中学校部活動これまでの経緯・基本方針
- (2)学校部活動の体制整備
 - ①活動時間
 - ②参加の在り方
 - ③顧問・地域展開担当者の配置の在り方
 - ④地域クラブ活動との連携

1 大垣市地域クラブ活動及び中学校部活動ガイドラインの策定にあたって

(1) ガイドライン策定の趣旨・目的および本ガイドラインの関係規定と位置付け ガイドライン策定の趣旨

◆「大垣市部活動地域移行基本構想（令和6年3月）」に基づいた実証事業（令和6,7年度）終了に伴い、国・岐阜県の総合的なガイドラインに準拠し、令和8年度以降の新たな地域クラブ活動の円滑な実施を目指し、地域クラブ活動と学校部活動を一体的に推進するためガイドラインを策定するもの。

目的

◆実証事業によって明らかになった成果と課題をもとに、地域クラブ活動及び中学校部活動について令和8年度以降の円滑な実施を目指す。

本ガイドラインは、実施状況に応じて内容を見直すこととする。

本ガイドラインの関係規定と位置付け

本ガイドラインは社会教育法、スポーツ基本法、文化芸術基本法等の法令及び国、岐阜県のガイドラインに基づき、本市の地域クラブ活動及び中学校部活動について必要な事項を示すものである。

また、地域クラブ活動については活動場所を中学校施設としていることから、大垣市学校施設開放事業に係る関係規定との整合性を図るものとする。地域クラブはこれら関係規定に基づいて活動方針を策定するものとする。

(2) 国の方針

文部科学省では、中学校の休日部活動を学校から地域へ展開し、地域団体が主体となる「地域クラブ活動」として早期に展開することを推進している。

国の方針（国のガイドライン）

受益者負担と公的負担とのバランスを検討し、国・自治体が支えあいながら支援

R5～R7 改革推進期間 R8～R10 改革実行期間（前期） R11～R13 改革実行期間（後期）

<地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例>

- ①生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。）
- ②生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

(3) 岐阜県のこれまでの経緯・取組

○県はこれまで3年間の各市町村の実践を踏まえ、休日と平日を一体と捉えた「生徒の活動機会確保」の観点から、先進事例の情報提供や課題解決のための方策について検証を行う。

令和5年3月

- ・国のガイドライン策定を受け「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」を策定した。
- ・令和5年度から3年間、県内各市町村担当課を対象に「岐阜県地域クラブ活動推進会議」年4回開催し、国や県の考え方、県内外の先進事例、各市町村が抱える課題解決の方途等について情報提供を図った。

令和7年6月から令和8年2月

- ・「岐阜県中学校部活動及び地域クラブの在り方検討会」を開催し、岐阜県としての「改革推進期間」の検証と、令和8年度以降の方向性について検討を進めた。

令和8年3月

- ・令和8年度以降の地域展開の方向性を示す「岐阜県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定した。

(4) 大垣市のこれまでの経緯・取組

令和5年度

- ・学校、競技団体、少年団、クラブにアンケート調査
- ・部活動地域移行検討委員会 ・学校説明会 ・ 実証事業説明会
- ・大垣市部活動地域移行基本構想の策定
- ・新たな地域クラブ活動実証事業ガイドラインの策定

令和6年度

- ・休日部活動の地域展開実証事業スタート
- ・部活動検討チーム (5月・7月・12月)
- ・新たな地域クラブ活動実施検討会・実証事業説明会(8月・1月)
- ・部活動地域展開検討委員会

令和7年度

- ・文化系部活動状況調査・実証事業展開へ
- ・部活動検討チーム (5月・10月)
- ・新たな地域クラブ活動実施検討会・実証事業説明会(7月・1月)
- ・部活動地域展開検討委員会

大垣市はこれまで、令和5年度に「大垣市部活動地域移行基本構想」を策定し、令和6・7年度は上記構想を基に、市内10中学校にある全ての部活動と新たな実施主体となり得る団体と合意形成できた部活動から順次、地域展開していく実証事業期間として位置づけ、休日部活動の地域クラブ展開を進め、令和7年度末までに全ての休日部活動を地域展開することを目指してきた。

(5) 大垣市地域クラブの基本理念

大垣市および地域クラブは、以下の理念のもと、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しめる基盤づくりに取り組むこととする。

1. バランスの取れた活動環境

競技志向のみに偏ることなく、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視します。勝利や成績だけを追求するのではなく、活動そのものを楽しみ、心身の成長につなげることを大切にしています。

2. 多様な機会の提供

様々なレベルや目的に応じた活動機会を確保し、子どもたち一人ひとりが豊かに生きる資質・能力を育むことを目指します。それぞれの興味や適性に合わせた選択肢を用意し、継続的な成長をサポートします。

3. 地域全体での支援体制

子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、地域全体で支える体制づくりを推進します。保護者、指導者だけでなく、地域住民が協力し合い、地域一丸になって持続可能な活動環境を構築していきます。

○地域展開により解決できる課題とメリット（これまでの学校部活動の課題）

① 生徒数減少の課題（チームが組めない・廃部になる）

➡ 地域展開により学校の枠を超えて活動できるため、クラブ活動の継続が可能。

② 指導者の専門性と継続性の課題（顧問の異動により、生徒の活動に影響がある）

➡ 専門性のある地域指導者による長期的・安定的な指導が可能。

これまでの学校部活動は、生徒にとって、スポーツ・文化芸術活動に親しむことはもとより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等につながるなどの教育的意義があるほか、学級や学年の異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもあり、生涯にわたって豊かに生きる資質・能力を育む役割を果たしてきた。

したがって、令和8年度から本格実施となる休日部活動の地域展開については、地域のスポーツ・文化芸術分野の資源を最大限活用しながら、学校部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる「新たな価値」を創出することが期待されるとともに、競技志向のみに偏ることなく、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができ、多様な機会を確保し、豊かに生きる資質・能力を育むものであることを基本理念とする。

(6)大垣市基本方針 地域クラブの運営・管理・指導体制

- ◆地域クラブは、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、学校と連携し運営を行う。
- ◆地域クラブは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、生徒のバランスのとれた心身の成長が図られるよう活動時間等を適切に管理する。
- ◆地域クラブは、基本理念に基づいた指導が行われるように、教育委員会や指導者等と連携を図り、適切な指導体制を整備する。

2 地域クラブ活動の在り方 ～運営 管理～

- ◆地域クラブは、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、学校と連携し運営を行う。
- ◆地域クラブは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、生徒のバランスのとれた心身の成長が図られるよう活動時間等を適切に管理する。

(1) 運営組織

- ・各地域クラブは規約を定め、代表者、指導者、その他必要と認める会計等の役職を置く。
- ・代表者は、複数年にわたりその役割を担い、体制を整備して運営にあたる。また、代表者は運営に関する諸問題に対応し解決を図る。
- ・代表者・指導者は、他の地域クラブとの兼任を不可とする。

(2) 安全管理 事故の防止及び健康管理

- ・地域クラブは、適切な補償内容・保険料のスポーツ保険等を選定し、指導者や参加する生徒は保険へ加入し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。
- ・不測の事態に備え、予め医療機関をはじめとした各種機関・団体等や団体関係者の緊急時に関する連絡体制を整える。
- ・活動中に事故等が発生した場合は、生徒の怪我や症状の程度を確認し、生徒の安全を最優先として対応する。救急搬送を行う場合には、保護者への連絡とともに、教育委員会（代表 0584-81-4111〔土日：宿日直〕）にも報告する。
- ・地域クラブは、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断するよう努めるものとする。特に、熱中症対策については、熱中症対策指針を参考にする。
- ・地域クラブは、活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するように努めるものとする。
- ・地域クラブは、活動場所の近くに AED があるか把握しておくとともに、定期的に救急救命講習を受講することが望ましい。
- ・生徒指導事案が発生した場合は、生徒が所属する中学校に連絡して情報共有すること。場合によっては教育委員会にも報告すること。
- ・学校施設の備品等を破損した場合は、速やかに教育委員会（事務局）、学校に連絡するとともに、地域クラブで加入している保険等で修繕・弁償するものとする。特段の事情が認められる場合は、教育委員会に対応する。

(3) 適切な会費の設定と管理

- ・地域クラブは、生徒や保護者等に対して、加入説明の際に費用等に関する説明を行い、理解を得ること。活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- ・年度当初に、収支予算書を作成し、予算の執行にあたっては公正かつ適切な会計処理を行い、年度末には、生徒や保護者等に対し会計報告等を行う。
- ・地域クラブは、年度当初に収支予算書、年度末までに収支決算書を教育委員会事務局へ提出する。

(4) 認定基準・認定制度

- ・大垣市は、以下の認定基準を満たし、ガイドラインを遵守できると申請があったクラブについて地域クラブと認定することとする。

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
活動実態に関する基準	①市の基本理念に基づいた、運営がされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動の教育的意義を継承するとともに、競技志向のみに偏ることなくスポーツに親しむことができ、生徒の豊かに生きる資質・能力を育むことを基本理念としている。 ・活動方針を明確にしている。
	②活動時間について、本ガイドラインが遵守されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・週 11 時間程度の活動時間を厳守する。(休日は 3 時間程度、平日は 2 時間程度とする。) ・週 2 日以上 of 休養日を設定すること。
	③中学校部活動の受け皿となる団体である。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校部活動に在籍していた生徒の受入れ先となる団体である。(複数の部活動の生徒を 1 つの団体が受入れる場合等も可)
	④継続可能な代表者・指導者が配置されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年、体制を整備できる代表者がいる。 ・複数年、指導を継続できる指導者がいる。(生徒の保護者で、活動終了とともに保護者による指導者が入れ替わるのは適さない)
	⑤指導者が資格を保有している。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核となる指導者が資格を保有している。(公財日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格 等)
	⑥暴力、各種ハラスメント等の不適切な行為を行わないことが遵守されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定第 4 条(暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別等の禁止等)を遵守している。
	⑦市内の施設を活動拠点としている。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の学校施設や体育施設を活動拠点としている。
	⑧安全管理体制を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者及び生徒は、スポーツ保険等に参加している。 ・緊急連絡体制を整備している。(不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や団体関係者の緊急時に関する連絡体制を整えている)
運営体制に関する基準	⑨規約等が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・規約等(規約・会則・定款等を指す)が作成され、整備されている。(規約等の提出)
	⑩事業計画・予算、事業報告・決算が適切になされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・予算、事業報告・決算に関わる書類が作成され、クラブ団体内で報告がされている。(事業計画・予算、事業報告・決算の提出)

- ・あくまで中学校の部活動や少年団、競技団体が推薦する団体を母体とすること。
- ・新たな地域クラブを立ち上げる場合は、中学校もしくは競技団体(体育連盟)等と協議し、教育委員会に申請書を提出すること。
- ・地域クラブの休部、合併、廃部については、該当する中学校、大垣市体育連盟や傘下の競技団体、市内地域クラブと協議、合意の上決定する。

(5) 地域クラブへの公的支援

- ・市の認定地域クラブとして、中体連をはじめとする公式大会に出場が可能である。
- ・「大垣市地域クラブ事業補助金」を活用することができる。市は、地域クラブから申請があった場合、活動に関する経費の一部を補助する。
- ・経済的に困窮する家庭の生徒については、地域クラブ参加費用の一部を支援する。
- ・週 11 時間までは、学校部活動と同様に学校施設を活動場所として優先して使用することができ、学校施設の使用料、照明代、空調使用料は免除とする。なお、週 11 時間を超える活動は認められないため、超過した場合は実費を徴収するとともに、改善が見込まれない場合は認定を取り消す場合がある。
- ・その他項目において大垣市地域クラブガイドラインに違反した場合、認定、優先使用、使用料免除を取り消す場合がある。

3 地域クラブ活動の在り方 ～指導体制～

◆地域クラブは、基本理念に基づいた指導が行われるように、教育委員会や指導者等と連携を図り、適切な指導体制を整備する。

(1) 活動時間及び休養日の設定

・地域クラブは、生徒の肉体的・精神的に過度な負担がかからないよう、十分に配慮する。

【活動時間】

地域クラブ及び部活動等、参加する活動を通算した週当たりの活動時間を 11 時間程度の範囲内とする。

・1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

【休養日】

・週2日以上以上の休養日を設定すること。

【国ガイドライン「別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度」9頁抜粋】

※ 1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

<留意点>

- ・休日の対外試合等はできる限り終日に渡らないよう配慮する。(大会は除く)
- ・終日練習試合になる場合は土日どちらかにすることが望ましい。
- ・週末に2日間大会参加した場合は、休養日を平日に2日間振り替えること。
- ・3、4連休は1日以上、5連休以上の場合は2日以上、休養日を設けることが望ましい。
- ・テスト期間前についての練習は、生徒・保護者と合意の上行うこととする。その場合、強制参加ではなく、自主的な活動とすること。
- ・中体連前に活動日が連続する場合は、大会終了後に長期の休暇を与え、心身の回復に努めるようにすること。
- ・第3日曜日は家庭の日として極力活動しないこと。

【大会参加時の休養日について】

・大会開催日が日曜日の場合は、前日、土曜日に活動することもあり得る。また、大会開

催日が土曜日の場合は、翌日、日曜日に活動することもあり得る。その場合、休養日を他の日（平日も可とする）に振り替える。

【平日の地域クラブ活動について】

- ・平日の活動については、見通しが立つクラブから部活動を地域クラブ活動に展開してもよい。
- ・平日の活動時間は2時間程度とする。部活動から引き続き活動になる場合も合算して2時間程度とすること。
- ・中学校と地域クラブで連絡を密にし、週当たりの活動が11時間以内となるよう練習計画を立てること。
- ・平日の練習については、地域クラブ指導者が練習メニューを作成し、責任あるクラブ関係者（見守りスタッフ）が地域クラブの活動をしてよい。

(2) 活動場所

- ・地域クラブは、学校施設を活動場所とすることを基本とする。
- ・競技団体母体の地域クラブにおいては、例外的に市内体育施設等を使用することもある。
- ・地域クラブの代表者は、使用する施設の学校担当者に優先利用する旨を申し出ること。

(3) 加入生徒

- ・地域クラブだけの加入も認める。種目の異なるクラブに登録することも可能である。
- ・母体となる中学校生徒の受入を原則とするが、通う学校に部活動がない場合は近隣の生徒の受入れも可能とする。
- ・生徒が通う中学校に、希望する種目競技地域クラブがある場合は原則加入する。
(通う中学校に該当種目地域クラブがあるにもかかわらず、他の地域クラブを希望する場合は、中学校、競技団体、地域クラブ代表者と「検討チーム」を開き、合意の上決定すること。)
- ・障がいの有無によって加入を拒むことはできない。特段の事情がある場合は教育委員会と協議すること。
- ・地域クラブに所属する生徒は、市内生徒を原則とする。ただし、近隣市町村と連携協定を締結した場合はその限りではない。

(4) 指導者の条件

- ・複数年、指導が継続できる指導者を確保する。
- ・指導者は、市内地域クラブを複数指導（登録）することはできない。
- ・地域クラブの活動については、複数の指導者で指導することが望ましい。
- ・中核となる指導者は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格、もしくは岐阜県スポーツ協会認定地域クラブ指導者資格等を保有していることとする。また、指導者に対し資格の取得及び更新を促す。
- ・日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止を徹底し、参加する生徒、保護者に安全安心

な環境を提供する。

(5) 適切な指導の実施

- ・指導者は、市の基本理念に基づいた指導を行う。
- ・指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図り、合理的かつ効率的・効果的な活動の積極的な導入等を行う。

(6) 教職員の兼職兼業

- ・地域クラブでの指導を希望する教職員は、学校長に申し出て「兼職兼業届」を提出し、教育委員会より許可を得る。
- ・学校の教職員が地域クラブで指導する場合は、時間外勤務時間を適切に管理し、勤務校における業務への影響がないことや自らの健康に留意する等、学校運営に支障がないようにする。
- ・教職員が兼職兼業として指導する場合には、教育委員会・学校及び地域クラブにおいて、勤務時間等の全体管理を行うなど、指導者の適切な労務管理に努める。

(7) 大会参加申込・引率

- ・地域クラブ活動で大会に参加する場合は、申込、引率を地域クラブが行う。
- ・地域クラブに指導者として登録していない中学校の顧問が参加・引率する場合は、地域クラブより報奨費等を支払うこととする。(中学校より部活動手当は支給できない。)
- ・大会申込、選手登録等の手続きについては、中学校と相談の上、地域クラブが主体となって進める。中学校は、地域クラブと連携を密にし、選手に不利益が生じないように努めること。
- ・全国中学校体育大会、東海中学校体育大会に出場する場合は、部活動と同様に参加補助の対象とする。

(8) その他関係団体との連携体制の構築等

- ・地域展開検討委員会を年1回開催し、進捗状況や課題について協議をし、決定する。
- ・各競技で審議すべき重要な事項(地域クラブの合併、吸収、廃部、新設等や生徒の加入)が発生した場合は、競技ごとに検討チームを開催し、出席者の合意の上で決定する。
- ・地域クラブ代表者連絡協議会を年1回開催し、成果や課題、要望を交流する。
- ・地域クラブ代表者連絡協議会において、学校部活動の顧問より、生徒の活動状況や配慮事項等について情報を共有し、指導に生かすこととする。
- ・教育委員会は、地域クラブに運営をすべて任すことなく、運営に関する情報共有や連絡調整を行い、連携した体制を整える。
- ・「地域クラブ活動」における生徒同士のトラブルや事故等の対応についての管理責任は、実施主体にあるが、学校も含め教育委員会(事務局)と連携して対応する。
- ・地域クラブ活動に係る問い合わせの窓口は、教育委員会(事務局)とする。

- ・小中学校は、地域クラブが学校施設を使用して活動することができるように、代表者等と使用日時の調整を行い、使用する施設を優先確保する。部活動の顧問と連携し、円滑な調整に努める。
- ・大垣市体育連盟表彰や大垣市少年スポーツ賞等の表彰関係については、クラブと連携し、漏れのないようにする。

4 中学校部活動の在り方 ～中学校との連携～

○ 部活動が生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営を行う。

(1) 大垣市中学校部活動の基本方針

【部活動のあるべき姿】 H29 制定「大垣市中学校部活動ガイドライン」より

大垣市では、「部活動は、子どもたちがスポーツ・文化に親しみ、楽しむと共に、個性、能力の伸長や責任感、連帯感を育てる活動になる等、生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として位置づくものである」と考える。

【H29 改訂の趣旨・経緯】

平成 29 年度、市教育委員会と中学校長会が連携して部活動改革委員会を立ち上げ、生徒や指導する教員にとって、よりよい活動になるよう部活動の改善の方向について検討し、「大垣市中学校部活動ガイドライン」を策定した。

旧ガイドラインは、部活動が、生徒にとって健全な中学校生活として有効に機能するよう改善を図ることが、教員の働き方改革の一つとして業務の適正化にもつながるものであると考え、策定された。

○経緯

平成 29 年度	3 月 ガイドライン策定・公表 主な内容： ①休養日のあり方 ②適正な活動時間 部活動 平日 2 時間 4 日まで 休日の活動は土日どちらか 3 時間 ③学校規模に応じた部活動数 ④外部指導者の活用のあり方
平成 30 年度～ 令和元年度	・移行期間として各学校で取組 ・令和元年度 新しい学校の在り方検討委員会（全 4 回）
令和 2 年度～	完全移行・運用開始
令和 3 年度	4 月：改訂版 部活動ガイドライン運用開始

(2) 学校部活動の体制整備

① 活動時間

- ・地域展開していない部活動については、平日 2 時間 4 日まで、休日の活動は土日どちらか 3 時間までとする。
- ・休日の活動が地域クラブに展開している部活動については、週の活動時間を、地域クラブの活動時間と合わせ、11 時間以内にする。

地域クラブ及び部活動等、参加する活動を通算した週当たりの活動時間を 11 時間程度の範囲内とする。(再掲)

- ・ 1 日の活動時間は、長くとも平日は 1 日 2 時間程度、休日は 1 日 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

【休養日】・ 週 2 日以上 of 休養日を設定すること。

② 参加の在り方

- ・ 校長は、スポーツや文化芸術等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等部活動の教育的効果から、学校や地域の実情に応じて、生徒全員への参加を勧めるに当たっては、個々の生徒の家庭や地域における活動が優先されるよう十分配慮する。
- ・ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

③ 顧問・地域展開担当者配置の在り方

- ・ 将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提とするが、当面、平日は学校部活動を各学校の状況に応じて実施し、顧問を置くこととする。
- ・ 地域クラブや教育委員会事務局との連絡窓口として、各校に地域展開担当者（中体連担当と兼任可）を置くこととする。
- ・ 校長は、教師の校務分掌や、該当する地域クラブの運営状況を勘案した上で行うなど、教師にとって適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理が図られる体制の構築に配慮すること。
- ・ 初任者については、教科指導及び研修等を最優先とし、部活動指導が過度の負担にならないように配慮すること。
- ・ 校長は、顧問の中には、専門的な指導ができずストレスを感じている顧問や、複数の部を掛けもつ必要がある顧問がいることも理解し、配慮ある体制整備を構築すること。

④ 「地域クラブ活動」との連携

- ・ 将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも 1 日以上 of 休養日を設ける。
- ・ 生徒が、学校部活動と認定地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を 11 時間程度の範囲内とする必要があることから、学校と「認定地域クラブ活動」が情報共有できる体制を整えておくこと。
- ・ 廃部、休部については学校長が校内委員会等で検討し決定する。その場合、地域クラブ代表者にも意向を確認し、部員の募集について、生徒が不利益を被らないようにすること。